

議決権数に関する細則廃止の件

下記の通り、議決権数に関する細則の廃止を行いたく、ご審議の程、宜しくお願ひ申し上げます。

記

1. 廃止理由

定款第 23 条の改訂により、議決権数が定款に明記されたため、「議決権に関する細則」を廃止する。

議決権数に関する細則（旧細則）

（2001年2月19日改正）

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款第23条の規定に基づき、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの総会の議決権数に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 議決権

（総会の議決権）

第2条 正会員の有する議決権の数は、次の表により定める。

参加組織数	議決権数
1	1

（参加組織）

第3条 正会員の参加組織数は、法人、任意団体を問わず、入会が承認された組織体を1とする。

附則

1 この細則は、2001年4月1日から施行する。

以上